

中央区の 文化創造・発信事業や 文化団体活動を支援します

[平成30年度実施事業に助成]

文化創造・発信事業 200万円限度(自己負担1割)

中央区の文化の創造や発信につながる“中央区らしさ”を有する文化事業

文化団体活動 40万円限度(自己負担5割)

区民等に文化の振興・発信などを定期的に行っている文化団体の活動

[募集期間]

平成**29**年10月10日(火)
～11月24日(金)



中央区
文化推進事業助成

[募集要項・申請書の配布]

中央区文化・国際交流振興協会及び区役所1階“まごころステーション”で配布します。
また、協会のホームページ(<http://www.chuo-ci.jp/>)からダウンロードすることもできます。

[問合せ・申込先]

中央区文化・国際交流振興協会
〒104-0041 中央区新富1-13-24 新富分庁舎3階 電話 03-3297-0251



[対象となる事業・応募資格・助成内容] (詳細は募集要項をご覧ください。)

■文化創造・発信事業助成

応募資格	助成内容
次のいずれかに該当する個人または団体 (1) 中央区内(以下「区内」という。)に住所を有する個人 (2) 区内に勤務または在学をしている個人 (3) 事務所、その他の主な活動拠点が区内にある団体 (4) 区内で文化事業を行った実績がある個人または団体	200万円を上限に助成します。(対象事業に係る経費から入場料などの収入を差し引いた金額の10分の9を助成、残りの10分の1は自己負担)

■文化団体活動助成

応募資格	助成内容
次のいずれの要件にも該当する団体 (1) 構成員を一般公募していること (2) 構成員の2分の1以上の者が区内に住所を有していること、または構成員の3分の2以上の者が区内に住所を有し、勤務し、もしくは在学していること (3) 主な活動拠点が区内にあること (4) 活動歴が3年以上の実績を持ち、今後も恒常的に活動する意志と体制を有すること (5) 自らが主催し、当該団体の構成員が出演し、または出品する成果発表会などを通じて広く活動内容を公開するなど、地域住民等に文化の振興・発信などを定期的に行っていること	40万円を上限に助成します。(対象事業に係る経費から入場料などの収入を差し引いた金額の2分の1を助成、残りの2分の1は自己負担)

[対象とならない事業]

- ・政治活動または宗教活動を目的とするもの
- ・営利を目的とするものまたは営利を目的とする宣伝活動と認められるもの

[審査・選考方法]

学識経験者などで構成する審査会での審査を踏まえ、助成事業・団体活動を決定します。

参考 平成28年度助成決定事業

■文化創造・発信事業助成

事業名	団体名
築地場外市場「築技」動画制作(映像化)プロジェクト	NPO法人 築地食のまちづくり協議会
合唱組曲「中央区讃歌」プロジェクト	NPO法人 中央区第九記念合唱団
新富こども歌舞伎10周年記念例大祭公演	「新富座こども歌舞伎」の会
次世代の子どもたちにつなげよう浜町音頭(保存会70周年記念事業)	浜町音頭保存会

■文化団体活動助成

事業名	団体名
中央区交響楽団 第23回定期演奏会・2017冬のコンサート	中央区交響楽団

※決定事業の詳しい内容は中央区文化・国際交流振興協会のホームページをご覧ください。